



こんなときには、国民年金の届出をお忘れなく！

春は入学、就職、転職、退職等の季節です。国民年金の届出もそのつど必要となりますので、忘れず行うようにしましょう。

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は必ず国民年金に加入し保険料を納めます。ただし60歳未満の老齢(退職)年金受給権者の方は任意加入になります。

- 第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方
- 第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などで就職時～65歳未満の方
- 第3号被保険者 会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

	こ ん な と き	種 別	届 出 先
第1号被保険者	20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第1号→第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき(婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号→第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	学生で保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	60歳以上等任意加入するとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
年金手帳をなくしたとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当	
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき	第2号→第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第2号→第3号	市役所市民課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第2号	勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき	第2号	勤務する事業所
第3号被保険者	20歳になったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第3号→第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第3号→第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚・収入増等)	第3号→第1号	市役所市民課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき	第3号	社会保険事務所

手続きの際には、年金手帳のほか添付書類が必要な場合がありますので、届出先に確認してください。

5月の定例社会保険事務相談所 (年金相談などお気軽にどうぞ)

トキのむら元気館 (新穂瓜生屋362番地1)
☎24-6121

23日(水) 受付 午後1時30分～3時30分
24日(木) 受付 午前9時～11時

お問い合わせ

- ・市役所 市民課 ☎63-5112
- ・各支所市民課 国民年金担当係

または

- ・新潟西社会保険事務所 ☎025 225-3001

ねんきんダイヤル

- ・年金請求などに関する相談 ☎0570-05-1165
- ・年金を受けている方の相談 ☎0570-07-1165

